

第1回加東市都市計画マスタープラン策定委員会 次第

日 時：平成29年11月27日（月）

午前10時から

場 所：加東市役所3階

301会議室・302会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 委員長及び副委員長の選出

5 報告事項

加東市都市計画マスタープランの概要について

6 閉 会

7 講 演（講 師：神戸学院大学教授 中山久憲 様）

加東市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

	氏 名	役 職	委員の区分	備 考
1	なかやま ひさ のり 中山 久 憲	学校法人神戸学院 神戸学院大学教授	識見を有する者（1号）	
2	たかぎ あつこ 高木 厚 子	国立大学法人 兵庫教育大学大学院教授	識見を有する者（1号）	
3	みやざき りょうへい 宮崎 良 平	加東市商工会副会長	識見を有する者（1号）	
4	やまもと まさひと 山本 正 仁	みのり農業協同組合金融共済担当常務理事	識見を有する者（1号）	
5	ふじわら ひろゆき 藤原 博 幸	藤田区長 上福田地区代表区長	住民代表（2号）	
6	ふじもり たけし 藤森 健	北野区長	住民代表（2号）	
7	しんたに ひろあき 新谷 裕 亮	少分谷区長 東条東地区代表区長	住民代表（2号）	
8	いしだ ひとし 石田 均	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所長	関係行政機関の職員（4号）	
9	しらい のぶゆき 白井 伸 幸	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所まちづくり参事	関係行政機関の職員（4号）	

○加東市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成20年5月29日

告示第48号

改正 平成27年3月31日告示第50号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき、加東市都市計画マスタープラン（以下「プラン」という。）を策定するため、加東市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プランに係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) まちづくり団体等の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、プランの策定が終了したときは、解任し、又は解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域創造部まち未来課において処理する。

(平 2 7 告 示 5 0 ・ 一 部 改 正)

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 3 1 日 告 示 第 5 0 号)

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

都市計画マスタープランの概要について

1 都市計画マスタープランとは

都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めたものです。

＜参考＞都市計画法第18条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

「都市計画に関する基本的な方針」 ⇒ 「都市計画マスタープラン」

都市計画マスタープランは、都市計画に係る総合的な計画であり、以下の役割を担っています。

・まちづくりを進める指針

住民の意向や総合計画などの上位・関連計画から、まちづくりの課題を把握し、まちづくりの理念、目標、将来の都市像を示すことにより、住民・行政・地域が協働でまちづくりを行う指針となります。

・個々の都市計画の相互調整

一体的なまちづくりを実現するため、個々の都市計画の相互関係の調整を図ります。

・都市計画決定・変更の指針

個々の都市計画が決定・変更される根拠や方向性を示します。

2 加東市都市計画マスタープラン策定の趣旨

加東市都市計画マスタープランは、都市計画の観点から長期的な視点にたって、

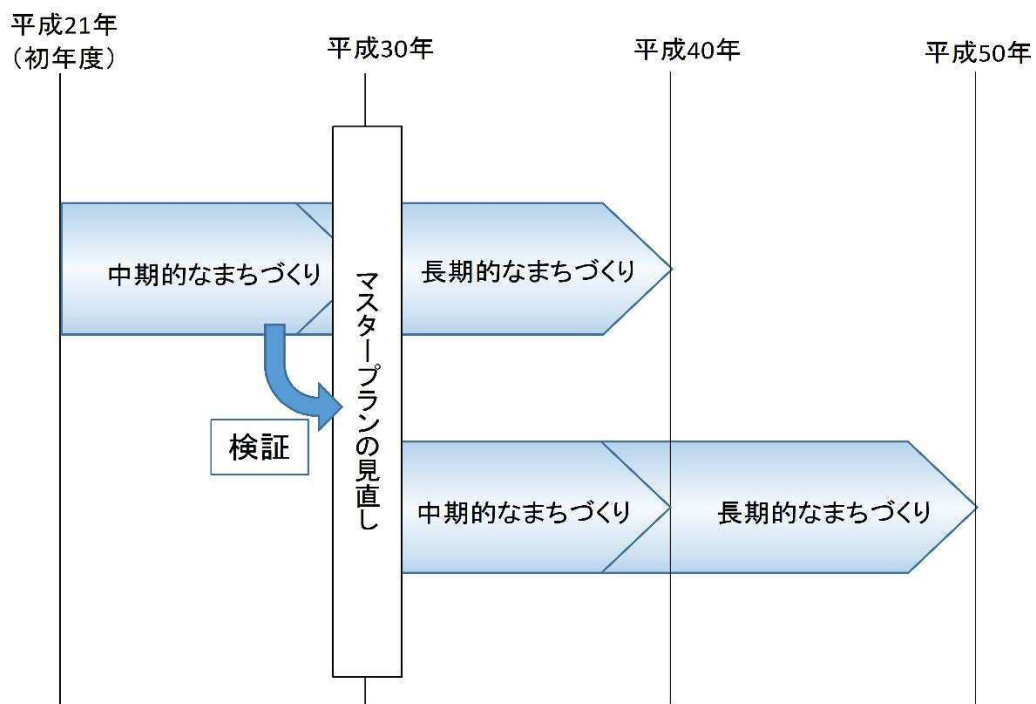
地域の社会的・経済的情勢に対応しながら、「加東市総合計画」などの上位・関連計画との整合を図り、今後の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、平成21年11月に策定されました。

目標年次については、策定年度である平成21年を初年度として、中間的な目標年次を平成30年度、長期的な目標年次を平成40年度としています。

3 加東市都市計画マスタープラン見直し

都市計画マスタープランは、社会的・経済的情勢等の変化に対応していく弾力性が必要であり、計画の見直し等の適切な対応を行うことが望ましいとされています。

加東市都市計画マスタープランは、平成21年11月の策定から8年が経過し、コンパクトシティのような都市づくりの新たな潮流が生まれるなど、都市計画を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、現在策定中である「第2次加東市総合計画」や平成28年3月に見直された兵庫県の「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」といった上位計画との整合を図る必要が生じていることから、まちづくりの中間的な目標年次を平成40年度、長期的な目標年次を平成50年度として、平成30年度に見直しを行います。



■加東市都市計画マスタープラン見直しスケジュール（予定）

項目	年月	平成29年度												平成30年度												平成31年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
■加東市都市計画マスタープラン見直し																										
●都市計画マスタープラン見直し																										
・加東市の現況と課題																										
・将来目標及び都市像																										
・全体構想																										
・地域別構想																										
・実現化方策の検討																										
●アンケート調査（総合計画分を活用）																										
・調査項目の検討																										
・調査実施																										
・集計																										
・結果・分析																										
●住民説明会・パブリックコメント																										
●庁内検討委員会																										
●策定委員会																										
●県都市計画課・県民局調整																										
●都市計画審議会																										
■加東市土地利用基本計画見直し（H29現状把握作業・H30マスタープランを受け見直し作業）																										
●土地利用基本計画																										
・現状と課題の整理																										
・基本方針																										
・土地利用区分の設定																										
・土地利用計画図の作成																										

議会提案

公表

議会提案

公表